

大規模災害発生時における関東ブロック
災害廃棄物対策行動計画

【第三版】（案）

令和●年●月

大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会

目 次

第1章 はじめに	1
第2章 行動計画の位置づけ	2
第3章 関東ブロックで想定する災害	4
第4章 関東ブロックにおける連携体制の構築	9
4.1 各主体の基本的な役割と体制（平常時）	9
4.2 各主体の基本的な役割と体制（災害発生時）	9
4.3 情報連絡	10
4.4 更なる支援・受援等の連携に係る基本的な考え方	11
第5章 人材育成	12
第6章 計画の改定	12
第7章 都県域を越える支援を必要としない非常災害における基本的な考え方	13

（様式1）協議会構成員登録情報及び災害時連絡窓口情報

【資料】

大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会構成員名簿

【附則資料】

関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム運営マニュアル

第1章 はじめに

大規模災害が発生した場合には、国・都県・市区町村はそれぞれの役割に取り組み、災害廃棄物対策を効率的に推し進める必要がある。一方で、県域を越える支援や処理が必要になる場合には、関東ブロック（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び静岡県）（以下「関東ブロック」という。）内の連携が不可欠であり、関係者の共通認識のもと、足並みをそろえた行動をとることが望ましい。そのため、関東ブロックの関係者が平常時及び発災時にブロック内の相互協力体制を構築すべく、関東地方環境事務所が事務局を務める大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会（以下「協議会」という。）において大規模災害発生時における関東ブロック災害廃棄物対策行動計画（以下「行動計画」という。）を策定する。

本行動計画に基づき、発災時においては、各主体は相互扶助の精神で可能な範囲で都県域を越えた連携を行うものとすると共に、平常時においては、関東ブロック内外における被災経験の共有、都県及び市区町村の災害廃棄物の処理に関する計画（以下「災害廃棄物処理計画」という。）に関する知見の共有や協議会及び研修等の場を通じて、連携を構築していくものとする。

なお、本行動計画で規定する「大規模災害」とは、生活環境の悪化を防止することが特に必要と認められるような著しくかつ激甚な非常災害であり、非常災害の中でも災害対策基本法に基づく特例の適用を想定した災害をいう。また、「非常災害」とは、災害による被害が予防又は防止し難い程度に大きく、平常時の廃棄物処理体制では対処できない規模の災害をいう。

大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会設置要綱（抜粋）

（目的）

第2条 協議会は、関東ブロックにおいて、都県域を越えた連携が必要となる災害発生時に、国・地方公共団体等の行政機関、各種団体、企業等の連携した取り組みの指針となる大規模災害発災時に備えた災害廃棄物対策行動計画について、検討・策定を行い、協議会の構成員を中心とした情報共有等の連携・協力体制を構築することを目的とする。

（取組事項等）

第3条 協議会は次の各号に捧げる事項の取組を行う。

- 一 各主体が実施又は検討している災害時の廃棄物対策に関する情報の共有
- 二 行動計画の検討、策定及び各主体に向けた周知
- 三 行動計画に基づく、大規模災害発生時の連携協力体制の構築
- 四 関東ブロック以外で実施又は検討されている災害時の廃棄物対策に関する情報の共有
- 五 その他の必要な事項

第2章 行動計画の位置づけ

- 1) 本行動計画は、協議会の基本的な考え方や各主体の基本的役割を定める計画として、基本的な対応方針について、協議会構成員の合意に基づき策定するものとする。
- 2) 本行動計画では、都県域を越えた処理が求められる大規模災害を対象とする。ただし、各市区町村単独または都県内処理で対応する非常災害発生時の関東ブロックの基本的な考え方や対応方針についても第7章で示すものとする。
- 3) 本行動計画は表2-1の通り、主として処理主体又は調整主体となる市区町村又は都県の役割を側面的・補完的に支援し、都県及び市区町村による災害廃棄物の円滑かつ効率的な処理推進を図る。
- 4) 本行動計画において、補完的支援の具体的な取組としては、地域の状況を理解している被災自治体周辺の自治体からの支援が有効であると考えられることから、関東地方環境事務所と被災地近隣の自治体が連携し、被災自治体の災害廃棄物処理に係る業務（主に事務支援）等を支援する組織として関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム（以下「支援チーム」という。）を設置、運営等を行う。

表2-1 行動計画と（都県・市区町村）処理計画の位置付け

		市区町村 災害廃棄物処理計画	都県 災害廃棄物処理計画	関東ブロック 災害廃棄物対策行動計画
災害廃棄物処理における機能	直接的役割 災害廃棄物の 処理主体 として実行すべき事項 ➢ 平常時における処理主体としての対応力向上 ➢ 災害時における処理の実施	◎	○ (事務委託の場合について記載)	
	側面的支援 災害廃棄物処理における 調整主体 として実行すべき事項 ➢ 平常時における連携体制の構築 ➢ 災害時における連携体制の発動・調整		◎ (県内主体との調整方法について記載)	○ (県を越えた調整方法について記載)
	補完的支援 処理主体及び調整主体の 人的・情報的支援 に係る事項 ➢ 平常時における対応力向上支援 ➢ 災害時における情報支援・人的支援	○ (自ら支援者となる場合について記載)	○ (処理主体への支援について記載)	◎ (処理主体・調整主体への支援について記載)

- 5) 本行動計画は、自治体間の協定や全国知事会等の支援に基づく都県域を越える既存及び新規の連携を妨げるものではない。
- 6) 本行動計画の適用期間は、表2-2に示す平常時～初動期～応急対応までを想定する。具体的な適用期間の終了は、被災都県及び被災市区町村における災害廃棄物処理対応の組織及び処理体制が整うまでを目途とする。

表 2-2 発災後の時期区分と特徴

時期区分	時期区分の特徴	時間の目安
初動期	人命救助が優先される時期（体制整備、被害状況の確認、必要資機材の確保等を行う）	発災後数日間
応急対応 （前半）	避難所生活が本格化する時期（主に優先的な処理が必要な災害廃棄物を処理する期間）	～3週間程度
応急対応 （後半）	人や物の流れが回復する時期（災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備を行う期間）	～3ヵ月程度
復旧・復興	避難所生活が終了する時期（一般廃棄物処理の通常業務化が進み、災害廃棄物の本格的な処理の期間）	～3年程度

※時間の目安は災害規模や内容によって異なる（東日本大震災クラスの場合を想定）。

出典：「災害廃棄物対策指針」（平成 26 年 3 月）

第3章 関東ブロックで想定する災害

本行動計画は、図 3-1 に示すように、首都直下地震等の巨大災害をはじめ、各都県で想定されている各都県域を越えた連携が必要とされる大規模災害を対象とする。

また、本章に示す災害以外であっても、都県域を越えた被害が生じる災害が発生する可能性や被害範囲が単独の都県内にとどまる災害であっても広域連携が必要となる災害が発生する可能性があることに留意する。

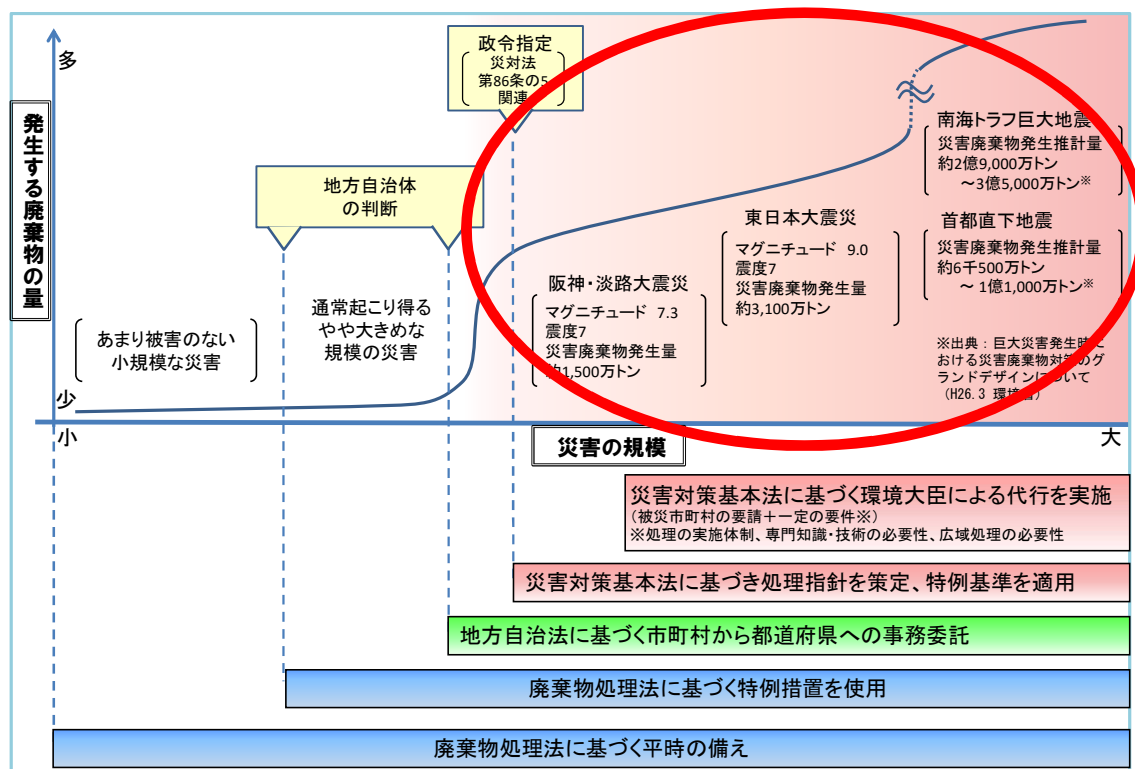


図 3-1 本行動計画が対象とする大規模災害の規模イメージ

参考：災害廃棄物対策に関する環境省の取組について（平成 27 年 8 月 20 日環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）

1) 関東ブロック内で想定されている大規模災害

関東ブロックにおける大規模災害は、首都直下地震が筆頭に挙げられるものの、各都県の地域防災計画において、マグニチュード7規模以上の大規模災害が複数想定されており、関東ブロック全域における対策は必須の状況として認識すべきと考えられる。表 3-2、図 3-3 に、各都県で想定されている地震による大規模災害を整理する。

また、関東ブロック内には、表 3-4 のように、都県をまたぐ河川も多く存在し、地域防災計画において災害想定をしていない場合でも、災害対応について留意が必要なところである。さらに、表 3-5 のように、火山や高潮といったその他の災害についても、基本的には、本行動計画に基づき、被災状況を把握し対応を検討する。

表 3-2 関東ブロック都県の地域防災計画で想定される地震災害

都県	参照資料 策定期	名称	規模
茨城県	地域防災計画 2015 年3月改訂	◎茨城県南部地震	M7.3
		茨城県沖を含む三陸沖北部から房総沖の海溝寄りのプレート間地震	M8.6～9.0
		東海地震	M8
栃木県	茨城県地域防災計画 地震災害対策計画編 令和元年 11 月	茨城県南部の地震（茨城県南部）	Mw7.3
		茨城・埼玉県境の地震（茨城・埼玉県境）	Mw7.3
		F1断層、北方陸域の断層、塩ノ平地震断層の連動による地震（F1断層）	Mw7.1
		棚倉破砕帯東縁断層、同西縁断層の連動による地震（棚倉破砕帯）	Mw7.0
		太平洋プレート内の地震（北部）（太平洋プレート（北部））	Mw7.5
		太平洋プレート内の地震（南部）（太平洋プレート（南部））	Mw7.5
		茨城県沖から房総半島沖にかけての地震（茨城県沖～房総半島沖）	Mw8.4
		南海トラフ地震	
		首都直下地震	
群馬県	群馬県地域防災計画 震災対策編 2017 年1月	◎関東平野北西縁断層帯主部による地震	M8.1、震度6～7
		太田断層による地震	M7.1、震度6～7
		片品川左岸断層による地震	M7.0、震度6～7
埼玉県	埼玉県地域防災計画 震災対策編 2014 年12 月	◎東京湾北部地震	M7.3、震度6
		◎茨城県南部地震	M7.3、震度6
		◎相模トラフ沿いの海溝型地震（元禄型関東地震）	M8.2、震度6
		◎関東平野北西縁断層帯地震	M8.1、震度6～7
		◎立川断層帯地震	M7.4、震度6
千葉県	千葉県地域防災計画 地震・津波編 （平成 29 年度修正）	◎千葉県北西部直下地震	M7.3
		◎東京湾北部地震	M7.3
		千葉県東方沖地震	M6.8
		◎三浦半島断層群による地震	M6.9
東京都	東京都地域防災計画 震災編 （平成 26 年修正）	◎東京湾北部地震	M7.3
		◎多摩直下地震（プレート境界多摩地震）	M7.3
		◎相模トラフ沿いの海溝型地震（元禄型関東地震）	M8.2
		◎立川断層帯地震	M7.4
神奈川県	神奈川県地域防災計画 地震災害対策計画 2017 年2月	◎都心南部直下地震	M7.3、震度6
		◎三浦半島断層帯の地震	M7.0、震度6
		◎神奈川県西部地震	M6.7、震度6
		東海地震	M8.0、震度6
		南海トラフ巨大地震	M9.0、震度6
		◎大正型関東地震	M8.2、震度7
		（参考）元禄型関東地震	M8.5、震度7
		（参考）相模トラフ沿いの最大クラスの地震	M8.7、震度7
		（参考）慶長型地震	M8.5
		（参考）明応型地震	M8.4
新潟県	新潟県地域防災計画 震災対策編 2018 年3月修正	（参考）元禄型関東地震と国府津－松田断層帯の連動地震	M8.3
		秋田沖の地震	M7.6
		新潟県南西沖の地震	M7.7
		粟島付近の地震	M7.5
		下越地域の地震	M7.0
		中越地域の地震	M7.0
山梨県	山梨県地域防災計画 地震編 2017 年3月	上越地域の地震	M7.0
		東海地震	震度6
		南関東直下プレート境界地震	M7、9、14、震度6
		釜無川断層地震	震度6～7
		藤の木愛川断層	震度7
静岡県	静岡県地域防災計画 地震対策の巻 2016 年6月	曾根丘陵断層地震	震度6～7
		糸魚川－静岡構造線地震	震度6
		駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波（レベル1） 東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震	M8 クラス
		駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波（レベル2） 南海トラフ巨大地震	M9 クラス
		◎相模トラフ沿いで発生する地震（レベル1） 大正型関東地震	M8.0 程度
		◎相模トラフ沿いで発生する地震（レベル2） 元禄型関東地震、相模トラフ沿いの最大クラスの地震	M8.2 程度

※首都直下地震に分類される災害を「◎」で示す。

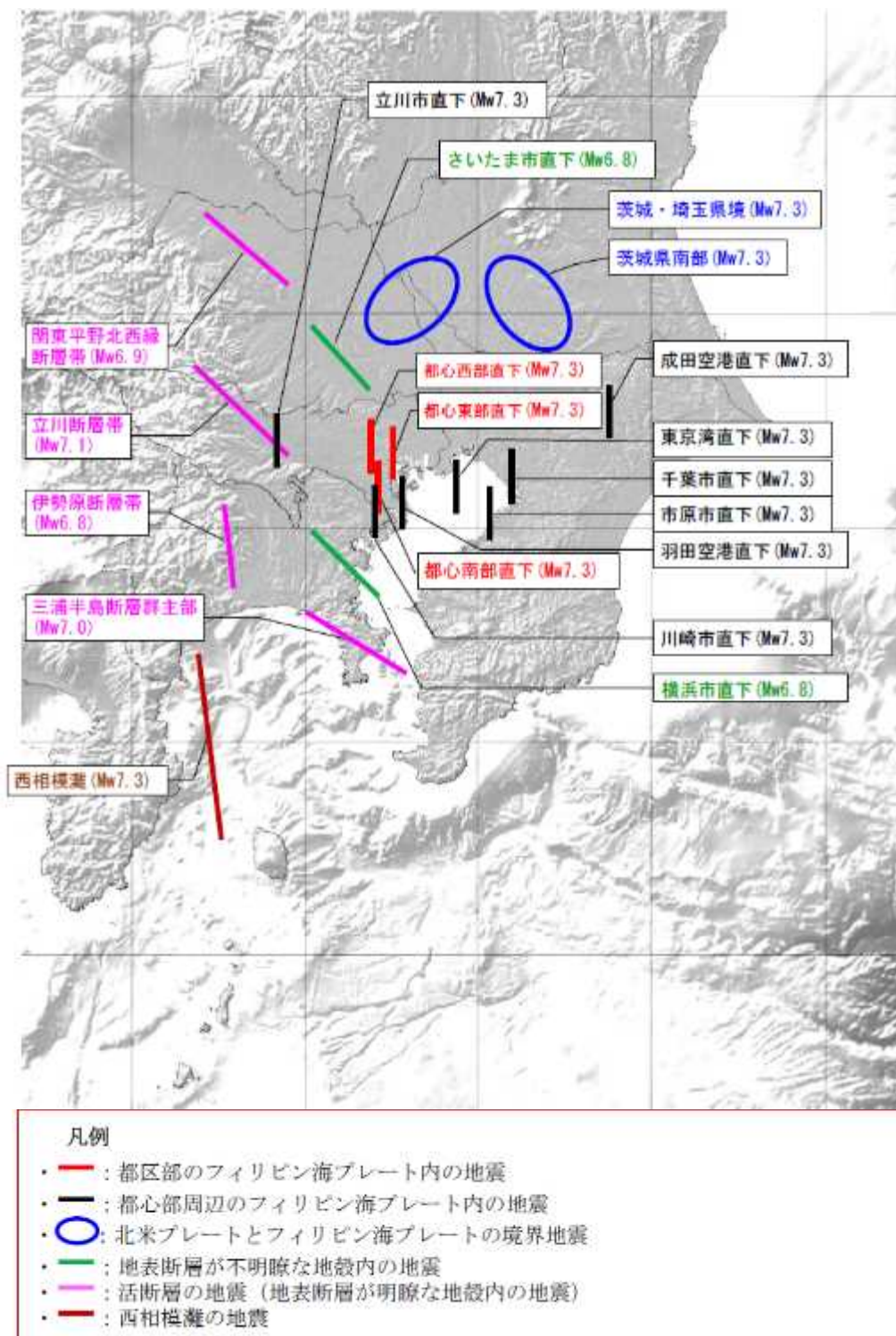


図 3-3 【参考】首都直下地震として想定される地震の断層位置

出典：首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）【別添資料 4】～首都直下の M7 クラス地震及び相模トラフ沿いの M8 クラスの地震等に関する図表集 に関する図表集 ～（平成 25 年 12 月 中央防災会議 首都直下地震

表 3-4 関東ブロック内における水防法により指定される洪水予報河川

＜国土交通大臣による洪水予報河川＞		
都県	水 系	洪水予報河川(水防法第 10 条第 2 項)
茨城県、(福島県)	久慈川	久慈川
栃木県	那珂川	那珂川
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都	利根川	利根川(はん濫後の洪水予報も実施)、常陸利根川(外浪逆浦含)、鰐川、北浦、霞ヶ浦、小貝川、鬼怒川、江戸川、渡良瀬川、桐生川、烏川、鍬川、広瀬川、小山川、早川、碓氷川、大谷川、神流川、思川、巴波川、中川、綾瀬川、田川放水路
埼玉県、東京都	荒川	荒川、入間川、越辺川、都幾川、高麗川、小畔川
東京都、神奈川県、山梨県	多摩川	多摩川、浅川
東京都、神奈川県	鶴見川	鶴見川
神奈川県、山梨県	相模川	相模川
新潟県、(福島県)	阿賀野川	阿賀野川・阿賀川
新潟県、(長野県)	信濃川	信濃川・千曲川、大河津分水路、関屋分水路、犀川、魚野川
山梨県、静岡県、(長野県)	富士川	富士川(釜無川含)、笛吹川
静岡県	狩野川	狩野川
	安倍川	安倍川
	大井川	大井川
	菊川	菊川
静岡県、(長野県、愛知県)	天竜川	天竜川

＜都道府県知事による洪水予報河川＞		
都県	水 系	洪水予報河川(水防法第 11 条)
茨城県	利根川	桜川
栃木県	利根川	田川、五行川、思川、永野川、黒川、秋山川、小貝川、袋川、姿川
	那珂川	余笹川、荒川、逆川、碓氷川、蛇尾川、那珂川
群馬県	利根川	石田川
埼玉県	利根川	綾瀬川
	荒川	新河岸川、芝川、新芝川
東京都	荒川	神田川、芝川・新芝川
	目黒川	目黒川
	渋谷川・古川	渋谷川・古川
	多摩川	野川、仙川
神奈川県	相模川	相模川
	酒匂川	酒匂川
新潟県	信濃川	中ノ口川
山梨県	富士川	荒川、塩川
静岡県	太田川	太田川、原野谷川
	瀬戸川	瀬戸川、朝比奈川
	都田川	都田川

出典：国土交通省HP

※洪水予報河川とは、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして国土交通大臣が指定した河川（水防法第 10 条 2）、及び国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして都道府県知事が指定した河川（水防法第 11 条）である。

表 3-5 関東ブロック都県の地域防災計画で噴火による被害が想定される火山

都県	参照資料 策定時期	火山
栃木県	地域防災計画 火山対策編 2016 年 12 月	那須岳
		日光白根山
		高原山
群馬県	群馬県地域防災計画 火山災害対策編 2017 年 1 月	浅間山
		草津白根山
		日光白根山
神奈川県	神奈川県地域防災計画 風水害等災害対策計画 2017 年 2 月	箱根山
		富士山
新潟県	新潟県地域防災計画 個別災害対策編 2018 年 3 月修正	焼山
山梨県	山梨県地域防災計画 火山編 2017 年 3 月	富士山
静岡県	静岡県地域防災計画 火山災害対策の巻 2016 年 6 月	伊豆東部火山群
		富士山

2) 想定する災害に対する処理期間について

災害廃棄物の処理期間は、被災都県及び被災市区町村が策定する災害廃棄物処理実行計画により設定される。本行動計画における対応は、基本的には被災都県及び被災市区町村の災害廃棄物処理実行計画に準じて行動する。

参考として、過去の大規模災害における処理期間例を表 3-6 に示す。

表 3-6 過去の大規模災害における処理期間

災害名	発生年月	災害廃棄物量	損壊家屋数	処理期間
東日本大震災	H23 年 3 月	3100 万トン (津波堆積物 1100 万トンを含む)	全壊：118,822 半壊：184,615	約 3 年 (福島県を除く)
阪神・淡路大震災	H7 年 1 月	1500 万トン	全壊：104,906 半壊：144,274 一部損壊：390,506 消失：7,534	約 3 年
平成 28 年熊本地震	H28 年 4 月	311 万トン	全壊：8,668 半壊：34,492 一部損壊 154,098	約 2 年
平成 30 年 7 月豪雨 (岡山県、広島県、 愛媛県)	H30 年 7 月	200 万トン (※1)	全壊：6,603 (※2) 半壊：10,012 (※2) 一部損壊：3,457 (※2) 床上浸水：5,011 (※2) 床下浸水：13,737 (※2)	約 2 年
令和元年房総半島台 風・東日本台風	R1 年 9 月 10 月	167 万トン (※3)	全壊：3,650 (※4) 半壊：33,951 (※4) 一部損壊：107,717 (※4) 床上浸水：8,256 (※4) 床下浸水：23,010 (※4)	約 2 年 (予定)
新潟県中越地震	H16 年 10 月	60 万トン	全壊：3,175 半壊：13,810 一部損壊：103,854	約 3 年
令和 2 年 7 月豪雨	R2 年 7 月	56 万トン (※5)	全壊：1,597 (※6) 半壊：4,443 (※6) 一部損壊：2,961 (※6) 床上浸水：2,595 (※6) 床下浸水：5,501 (※6)	約 1.5 年 (※7) (予定)
広島県土砂災害	H26 年 8 月	52 万トン	全壊：179 半壊：217 一部損壊：189 浸水被害：4,164	約 1.5 年

※1 主要被災 3 県の合計 (令和元年 9 月時点) ※5 令和 2 年 10 月 27 日時点調査。土砂がれき混じりを含む。

※2 主要被災 3 県の公表値の合計 (平成 31 年 1 月 9 日) ※6 内閣府防災情報 (令和 2 年 10 月 1 日時点)

※3 被災自治体からの報告の合計 (令和 2 年 8 月末時点) ※7 熊本県分のみ (令和 2 年 8 月末時点)

※4 内閣府防災被害報告の合計 (令和 2 年 4 月 10 日時点)

出典：令和 2 年度災害廃棄物処理支援員災害廃棄物対策マネジメント研修資料

第4章 関東ブロックにおける連携体制の構築

本行動計画では、協議会における主体を「関東地方環境事務所」、「都県」、「市区町村」、「各種民間団体・協会等」とし、基本的な役割を平常時から発災後の段階で整理する。

なお、各段階における防衛省・自衛隊との連携に当たっては、「災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル（令和2年8月 環境省・防衛省）」を基に実施することとする。

4.1 各主体の基本的な役割と体制（平常時）

＜関東地方環境事務所＞

- 1) 協議会の事務局を担い、協議会の開催等を通じて、関東ブロック内の情報共有、人材育成に関する取組を行い、連携体制の構築に努める。
- 2) 国の地方機関（自衛隊を含む）、環境省（本省）、他ブロック協議会、D-Waste.Net との連携体制の整備を図る。

＜都県＞

- 1) 管内の協議会構成員以外の市区町村に対して、平常時から協議会等で共有された情報の共有、人材育成に関する取組を行い、協議会構成員を含めて連携体制の構築に努める。
また、協議会構成員以外からの意見、要望等を収集し、協議会等を通して情報の共有を図る。
- 2) 災害廃棄物処理計画の策定と見直し、所管内の市区町村の災害廃棄物処理計画策定の支援を行う。
- 3) 災害廃棄物処理対応のための円滑な広域連携を図るため、関係機関及び関係団体との連携を進める。
- 4) 自衛隊との連携を想定し、市区町村に対して「災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル（令和2年8月 環境省・防衛省）」の周知を進める。

※概要資料（防衛省資料）：

https://www.mod.go.jp/j/approach/defense/saigai/pdf/saigaihaiki_tekkyo_manual_01.pdf

＜市区町村＞

- 1) 災害廃棄物処理計画の策定と見直しを行う。
- 2) 災害対応のための防災拠点の観点から、施設整備を推進する。
- 3) 関係機関（自衛隊を含む）及び関係団体との連携や災害廃棄物処理の訓練等を通じて、強靱な廃棄物処理体制の整備を図る。

＜各種民間団体・協会等＞

- 1) 発災後に求められる役割に応じて、知見の蓄積及び対応の検討を行う。
- 2) 関係する都県及び市区町村と平常時から連携を深める。

4.2 各主体の基本的な役割と体制（災害発生時）

＜関東地方環境事務所＞

- 1) 被災地の情報を集約し、関東ブロック内の自治体に情報の発信・共有を行う。
- 2) 国の地方機関（自衛隊を含む）、環境省（本省）、他ブロック協議会、D-Waste.Net との情報共有・交渉を行う。
- 3) 被災した自治体の早期復旧に向けて、必要な情報の提供を行う。
- 4) 事務局として、『関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム運営マニュアル（以下「運営マニュアル」という。）』に基づき、支援チームの設置業務を行う。
設置後は、支援チームの中心として、支援メンバーの協力を得ながら、支援方針の決定、支援の実施、支援メンバーの安全確保に努める。

＜都県＞

- 1) 被災市区町村の情報を収集・整理し、関東地方環境事務所等と情報の共有を行う。
- 2) 被災市区町村と連携し、処理を支援する。また、市区町村の執行体制が喪失して甚大な損害が生じる可能性があるとは判断された場合には、被災市区町村の機能を代行する（地方自治法第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づく事務委託）。
- 3) 関東地方環境事務所からの依頼に基づき、支援チーム設置及び支援活動に可能な範囲で協力を努める。

＜市区町村＞

- 1) 被災した市区町村は、災害廃棄物の処理主体として、被害の状況や応援の必要性について速やかに把握し、災害廃棄物処理実行計画等を作成する。
- 2) 都県に対して、被害状況や応援要請等に係る情報を共有する。
- 3) 関東地方環境事務所からの要請に基づき、支援チームによる支援活動に可能な限り協力する。

＜各種民間団体・協会等＞

- 1) 関係する都県及び市区町村と情報を共有する。
- 2) 関東地方環境事務所からの要請に基づき、必要に応じて、支援チームによる支援活動に可能な限り協力する。

4.3 情報連絡

情報連絡は、平常時においては、協議会の運営及び発災時におけるやり取りを円滑に行うための情報を共有することを目的とし、発災時には、円滑な支援及び受援の円滑な実施のための情報を共有することを目的とする

【平常時における情報連絡】

- 1) 協議会が策定する運営マニュアルに則って情報連絡を行う。
- 2) 協議会構成員は、[協議会構成員登録情報及び災害時連絡窓口情報（様式 1）](#)を記入し、関東地方環境事務所に提出する。関東地方環境事務所は、それらの情報を集約し、[必要に応じ](#)構成員間で共有する。

【発災時における情報連絡】

- 1) 協議会が策定する運営マニュアルに則って情報連絡を行う。
- 2) 関東地方環境事務所は、収集する被災情報等について、協議会構成員に共有を行う。
- 3) 発災直後及び初期において、被災自治体が機能せず、現地からの情報が収集できない場合は、国が持つ情報収集ネットワークを活用し、災害廃棄物の支援に必要な情報を可能な範囲で収集する。

4.4 更なる支援・受援等の連携に係る基本的な考え方

- 1) 関東ブロックにおける支援・受援については、4.1～4.3に記載した平常時及び発災時における役割、連携体制、情報連絡を基本に、協議会等での議論や実際の災害対応の検証等を参考に、適宜改善に努める。
- 2) 広範囲にわたる災害の発生等に対応するため、他ブロックとの支援・受援についても、連携体制の整備を目指し、相互連携を深めるよう努める。
- 3) 都県及び市区町村は、自区内における円滑な災害廃棄物処理を実現するため、庁内関係部局との連携をとるなど、平常時からの災害対応力向上に努める。
- 4) アスベスト等の有害物質、道路啓開、し尿・仮設トイレ対応など災害廃棄物処理と関連性の高い分野における対応を円滑かつ適正に行うため、関東地方環境事務所を中心に過去の経験や知見等の情報を収集するとともに、各自治体においても関東地方環境事務所、都県、関係部局と連携して対応に努める。
- 5) [静岡県については、中部ブロック協議会にも加入しているため、支援／受援とも関東ブロックを優先とするが、被災地の位置や両ブロック内の被害状況によっては、中部ブロック行動計画に基づき活動する可能性もある。](#)

第5章 人材育成

大規模災害に対する広域連携においては、災害予防（被害抑止、被害軽減）の観点から、平常時における連携と人材育成が重要となる。関東ブロックとして、平常時における基本的な方針を以下に示す。

- 1) 関東地方環境事務所は、協議会の場等を利用して、発災時に設置した支援チームの実効性について検証及び議論を行う。そこから得られた成果を人材の育成に活用する。
- 2) 関東地方環境事務所は、管内自治体からの要請に基づき、研修の講師を派遣・紹介するなど関東ブロック内の自治体の研修支援を行う。
- 3) 関東地方環境事務所は、関東ブロック外で発生した災害情報についても情報の収集を行い、情報の共有を図る。
- 4) 関東地方環境事務所は、協議会の場等を利用して研修テーマ等の要望を把握し、関東ブロック内の災害廃棄物担当者の人材育成と人的ネットワークの構築を目的とした研修等を行う。
- 5) 都県及び市区町村は、共有された情報を活用し、災害廃棄物処理計画の改定、人材の育成等、災害対応力の向上を図る。

第6章 計画の改定

本行動計画は、国の法・制度改定、今後災害が発生した場合の災害廃棄物対応経験、協議会構成員からの要望や協議会で行われる研修・訓練の結果等を踏まえ、必要に応じて改定する。なお、改定する場合は、協議会に諮り決定する。

第7章 都県域を越える支援を必要としない非常災害における基本的な考え方

本行動計画は、基本的には都県域を越える対応が必要な災害廃棄物処理について策定したものであるが、図 7-1 に示す規模の非常災害発生時における協議会としての基本的な考え方についても以下に示す。

- 1) 都県域を越える支援を必要としない非常災害であっても、協議会として可能な範囲での情報共有や支援を行う。
- 2) 支援チームによる支援を実施する場合には、支援を着実にを行うと共に、支援完了後に支援内容の検証を行い、本行動計画や各自治体の災害廃棄物処理計画の見直しに活かすなどPDCAサイクルを回し、災害対応力の向上を目指す。
- 3) 大規模災害と同様の枠組みによる支援の実施の有無については、災害の規模や被災自治体の対応状況によって判断する必要があるため、関東地方環境事務所が中心となり、被災自治体の状況調査及び被災都県等の関係する自治体との調整を行い、支援チーム設置の判断を行う。
- 4) 調査に基づいて、支援チームによる支援を実施する場合は、関東地方環境事務所から、被災自治体の被災状況や支援チームの必要性等について、協議会構成員に対して情報提供を行い、支援チームの設置について職員派遣の検討を依頼する。

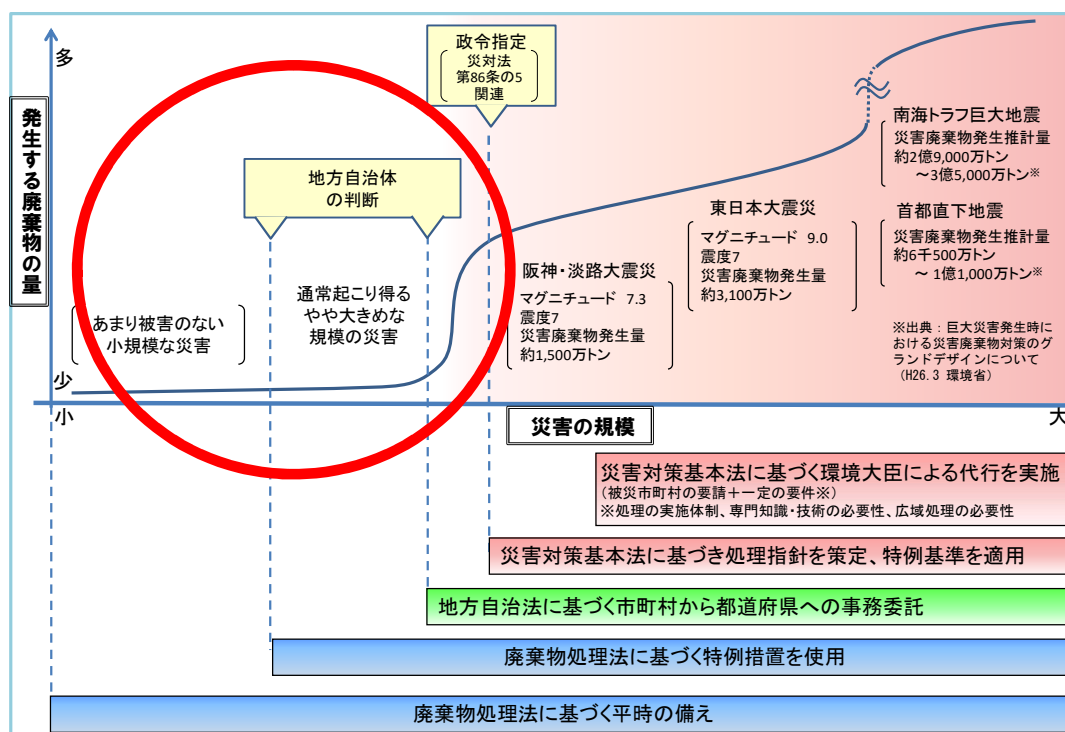


図 7-1 本行動計画で想定する非常災害の規模のイメージ

参考：災害廃棄物対策に関する環境省の取組について（平成 27 年 8 月 20 日環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）

(様式 1)

協議会構成員登録情報及び災害時連絡窓口情報

所属機関（団体）名	
-----------	--

構 成 員 登 録 情 報	構成員名 簿登録者	部課室名			
		役職名		氏名	
	連絡 担当者	部課室名			
		役職名		氏名	
		電話		FAX	
		E-mail			

※以下は、協議会構成自治体のみ記入

災 害 時 連 絡 窓 口 情 報	住所			
	アクセス方法：緊急輸送道路からのアクセス方法等			
	担当課名			
		職級・担当者名	(課) 電話番号 ※半角	
	第一候補			
	第二候補			
	第三候補			
	上記以外の 緊急時連絡先 (携帯番号等)	※公用、私用は問わない		
	防災無線 ※任意	☐ 使用可能 ☐ 使用不可能		
		周波数 ※半角		
	衛星電話 ※任意	☐ 使用可能 ☐ 使用不可能		
電話番号 ※半角				

※情報に更新がない場合も毎年登録を行うこと。

様式改定日： 2020 年 ●月 ●日

【資料】大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会 構成員名簿（令和2年8月5日時点）

地方自治体	茨城県県民生活環境部廃棄物対策課長
	栃木県環境森林部廃棄物対策課長
	群馬県森林環境部環境局廃棄物・リサイクル課長
	埼玉県環境部資源循環推進課長
	千葉県環境生活部循環型社会推進課長
	東京都環境局資源循環推進部計画課長
	神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課長
	新潟県県民生活・環境部廃棄物対策課長
	山梨県森林環境部環境整備課長
	静岡県くらし・環境部環境局廃棄物リサイクル課長
	北茨城市環境産業部生活環境課長
	宇都宮市環境部ごみ減量課長
	前橋市環境部ごみ減量課長
	高崎市環境部一般廃棄物対策課長
	さいたま市環境局資源循環推進部参事兼資源循環政策課長
	川越市環境部資源循環推進課長
	川口市環境部資源循環課長
	所沢市環境クリーン部資源循環推進課長
	越谷市環境経済部リサイクルプラザ所長
	千葉市環境局資源循環部廃棄物対策課長
	船橋市環境部資源循環課長
	柏市環境部廃棄物政策課長
	八王子市資源循環部清掃施設整備課長
	東京二十三区清掃一部事務組合施設管理部管理課長
	横浜市資源循環局家庭系対策部業務課長
	川崎市環境局生活環境部廃棄物政策担当課長
	相模原市環境経済局資源循環部廃棄物政策課参事兼課長
	横須賀市資源循環部資源循環総務課長
	新潟市環境部循環社会推進課長
	甲府市環境部廃棄物対策室廃棄物対策課長
	静岡市環境局ごみ減量推進課長
	浜松市環境部ごみ減量推進課長
	埼玉県清掃行政研究協議会会長（川口市）【再掲】
	東京都市町村清掃協議会会長（あきる野市）
	特別区災害廃棄物処理対策検討会会長（北区）
	神奈川県都市清掃行政協議会会長（秦野市）
	神奈川県町村清掃行政協議会会長（寒川町）
	山梨県一般廃棄物処理事業連絡協議会会長（大月市）
民間団体	公益社団法人全国産業資源循環連合会 関東地域協議会会長 （一般社団法人千葉県産業資源循環協会会長）
有識者	国立研究開発法人国立環境研究所資源循環・廃棄物研究センター 多島良主任研究員※1 大正大学地域創生学部地域創生学科 岡山朋子学部長※1
国の機関	国土交通省関東地方整備局防災室長
	国土交通省関東地方整備局河川部低潮線保全官
	国土交通省関東地方整備局道路部道路管理課長
	国土交通省関東地方整備局港湾空港部港湾空港防災・危機管理課長
	国土交通省関東運輸局総務部安全防災・危機管理課長
	環境省関東地方環境事務所資源循環課長

※1 令和2年度（有識者は年度毎の委嘱）

【附則資料】

関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム運営マニュアル

関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム運営マニュアル

(案)

令和●年●月

大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会

目 次

1. 目的	1
2. 関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム設置の理念	1
3. 基本方針	2
4. 平常時の連絡体制	2
5. 関東ブロック災害廃棄物処理支援チームの設置	4
6. 関東ブロック災害廃棄物処理支援チームの活動	7
7. 活動の検証と情報共有	10

添付資料

様式 A 支援検討依頼書式

様式 B 関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム 派遣班日報

1. 目的

関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム運営マニュアル（以下「運営マニュアル」という。）は、大規模災害発生時における関東ブロック災害廃棄物対策行動計画（以下「行動計画」という。）に規定する大規模災害発生時の災害廃棄物処理対応の連携体制について手順等を整理したものである。

2. 関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム設置の理念

近年、大きな被害をもたらす災害は毎年のように発生しており、関東ブロック（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び静岡県）（以下「関東ブロック」という。）においても、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害（茨城県）、令和元年房総半島台風（千葉県、茨城県）、令和元年東日本台風（茨城県、栃木県、埼玉県等）等の災害を経験している。

こうした状況の中、平成 28 年熊本地震における支援経験から、災害廃棄物処理にかかわる事務等の業務を経験した都県及び市区町村の職員による支援が、被災都県及び被災市区町村の支援に有効であると考えられたことから、関東ブロックにおける連携体制の形として『関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム（以下「支援チーム」という。）』による相互協力体制をとることとし、相互扶助の精神のもと、大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会（以下「協議会」という。）を中心とし、以下の事項を目的とした自主的な支援体制の構築を目指す。

- 被災した都県及び市区町村が円滑に災害廃棄物処理を行えるよう支援を行う。
- 被災地への支援を通して派遣職員及び派遣元の組織の災害対応力を向上させる。

3. 基本方針

支援チームによる支援は、被災自治体に初動対応の取組の重要性を伝え、被災自治体が的確な初動体制の構築を助けることを目的とする。

具体的には、図1のように、災害対策基本法に基づく応援といった既存の枠組みによる災害廃棄物処理業務の支援が入るまでの期間（3週間～1か月程度）に、当該被災自治体が、庁内連携による応援人員や既存の支援スキームを活用しながらも、被災自治体自らの主導による処理体制の維持、処理フローの確立等、災害廃棄物処理を行うことができるよう初動対応を支えることを主とした支援を行う。

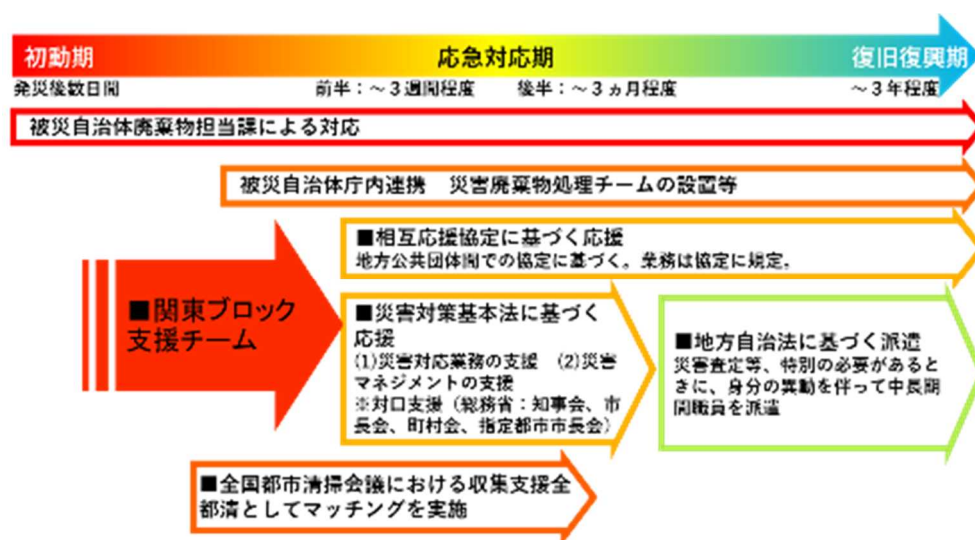


図1 関東ブロック災害廃棄物処理支援チームの位置付け

支援チームの具体的な活動の方針を以下とする。

- 被災自治体の災害廃棄物担当部局が、民間事業者への業務委託の実施や各種人的支援等を受けながら、災害廃棄物処理に係る事務を進められるように事務支援を行う。
- 関東地方環境事務所の助言を受けながら、業務進捗と状況変化等を同一自治体に派遣される支援チーム内で引継ぎ、被災自治体と十分な意思疎通を図りながら一貫した支援を行う。
- 特に初動期においては、状況把握が十分でなく被災自治体が混乱していることも想定し、プッシュ型支援を基本とする。

4. 平常時の連絡体制

4. 1 連絡窓口情報の共有

発災時の被災状況確認、支援チーム設置に係る職員派遣検討依頼及び支援チーム派遣調整のため、災害時連絡窓口情報について、平常時からの共有を行う。

4. 2 情報の共有に関する手順

- 1) 協議会構成自治体の災害時連絡窓口情報について平常時から共有する。
- 2) 協議会構成員は、行動計画に記載の様式1を記入し、関東地方環境事務所に年1回（4月を目安）報告を行う。報告は、情報に更新内容がない場合にも毎年行うこととする。また、年次途中の異動等により情報に変更のある場合は、その都度、報告を行う。
- 3) 関東地方環境事務所は、報告を受けた情報等を取りまとめ、発災時に、必要に応じて協議会構成自治体に情報提供を行い、情報の共有を図る。
- 4) 都県は、協議会構成員でない市区町村を含む都県内の市区町村について、表1に準じた情報を収集するなど、災害時に備える。
- 5) 都県が収集した協議会構成員でない市区町村の災害時連絡窓口情報は、都県が管理し、発災時に、必要に応じて関東地方環境事務所に情報を提供し、情報の共有を図る。

4. 3 共有する情報の規定

- 1) 共有する情報の項目（様式1）は、必要に応じて内容の更新を可能とする。ただし、関東ブロック内全体で共通フォーマットを使用することを前提としていることから、更新には協議会の同意を必要とする。

表1 災害時連絡窓口情報の項目

様式記入 主体	共有する情報の内容	備考
都県 市区町村	住所	
	アクセス方法	
	担当課	
	担当者名	優先順位をつけて3名程度共有
	電話（課代表）	優先順位をつけて3つ程度共有
	F A X	同上
	メールアドレス	同上
	防災無線	任意
	衛星電話	任意
	緊急時連絡先（携帯番号等）	任意であるが緊急時用のため、可能な限り登録する（公用、私用は問わない）

- 2) その他支援を円滑に行うための情報について、被災時に支援チームに情報を提供できるように、平時から準備に努める。

4. 4 協議会及び関東ブロック災害廃棄物処理支援チームの周知

支援チームの活動を円滑に行うため、協議会及び支援チームの活動について関東ブロック内の自治体において周知を図る。

- 1) 関東地方環境事務所及び都県は、平常時の研修会等の機会に、ブロック内又は都県内の自治体が被災した場合に、支援チームによる支援の可能性があること、また、支援チーム参加の要請の可能性があることを周知する。
- 2) 都県は、都県内の協議会構成員でない自治体に対し、協議会の活動について情報提供を行う。

5. 関東ブロック災害廃棄物処理支援チームの設置

5. 1 関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム設置の条件

関東地方環境事務所は、収集する支援チーム設置に関する情報や判断要件の適否を総合的に判断して、都県及び政令市と相談の上、支援チームを設置するものとする。

1) 関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム設置に関する情報の収集

以下の情報を収集して、支援チーム設置の必要性を検討する。情報収集の手段は、関東地方環境事務所職員の現地確認による収集を基本とするが、現地状況によっては、安全に配慮し、政府の先遣隊から受ける現地情報のみの場合もある。

また、収集した情報は、平常時に共有している連絡窓口にも、必要に応じて都県経由で情報共有する。

【収集・共有する情報例】

- ・想定される廃棄物発生量（概算）
- ・仮置場の設置状況、運営状況
- ・ごみステーションと回収の状況
- ・廃棄物処理施設及びし尿処理施設の被災状況と復旧見通し
- ・避難所（開設情報、避難所ごみの状況）
- ・被災都県及び被災市区町村の災害廃棄物処理体制（人数、意思決定者等）
- ・現地までの交通情報 等

2) 関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム設置の判断要件

支援チーム設置のための判断要件としては、以下の要件が明らかに想定される場合又は現に生じている場合とする。なお、基本的には、被災都県又は被災市区町村から要請がなくても支援チームを設置するプッシュ型支援を想定する。

【設置の判断要件】

- ・被災都県又は被災市区町村からの要請のあった場合
(被災市〇町村から要請があった場合は、所管する都県と情報を共有する。)

- ・単独の都県内において複数自治体での被害が発生した場合
- ・災害廃棄物の発生量見込みが、当該自治体の平常時の年間処理量の数倍以上になる場合
- ・災害廃棄物の発生量見込みが、数万トン程度以上となる規模の災害であった場合
- ・被災自治体の災害廃棄物対応の組織体制が脆弱である場合

5. 2 関東ブロック災害廃棄物処理支援チームの編成方針

支援チームは、関東地方環境事務所の担当職員及び協議会構成員を含む関東ブロック内の自治体から派遣された職員等によって構成される。

支援チームの基本編成は、図2に示すように、支援チームの統括管理として関東地方環境事務所の担当職員を置き、被災自治体に派遣される支援実施単位として「〇〇市派遣班」を編成する。派遣班は災害規模に応じて複数編成するものとする。

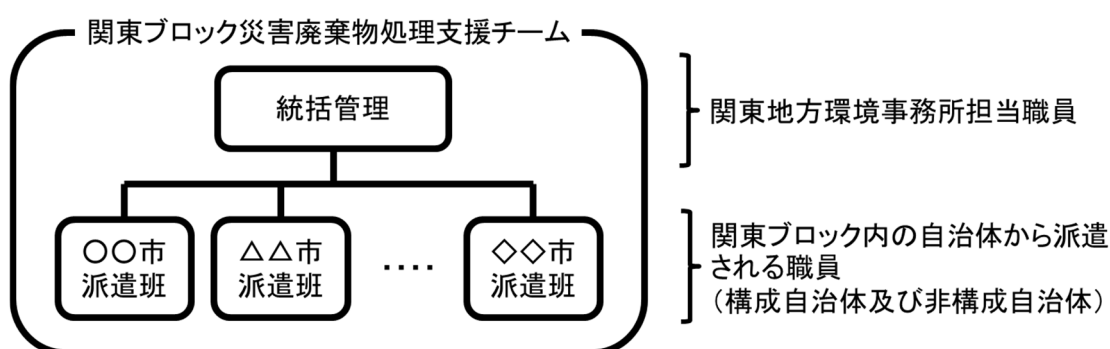


図2 支援チームの基本編成

各派遣班は、支援自治体から派遣される職員と被災自治体の状況を踏まえて、関東地方環境事務所がメンバー編成を行う。

派遣班は、次の職員をもって構成する。

- ・過去に災害廃棄物処理対応を経験したことのある職員（被災経験もしくは支援経験がある）
- ・研修の受講等により災害廃棄物に関する一定の知見を有する職員（当該自治体における中長期的な災害廃棄物対策を担う職員又は依頼を受けた時点で災害廃棄物に関連する実務を担当している職員）

派遣班に派遣される職員を補佐するため、廃棄物事業の経験を有している職員（一廃・産廃の区分等の廃掃法の一般的な解釈ができる程度）も派遣することができる。

また、メンバー編成は、安全管理の観点から、原則、各班を複数名で構成することを基本とする。同じ自治体からの複数の職員による編成、若しくは、複数自治体からの職員の組み合わせによる編成を想定するが、補佐する職員を編成する場合は、同じ自治体から派

遣される職員と組み合わせることを基本とする。

ただし、上記の条件に限らず、支援する内容によって契約事務など特定の業務に慣れている職員の派遣も検討する。

なお、現地での活動を考えると上記条件とは別に、乗用車の運転が可能な職員が望ましい。

5. 3 各主体の役割

- 1) 関東地方環境事務所は、支援チーム全体の活動に係る調整（支援の大まかな方向性の設定、支援チームの状況把握、活動の調整、支援継続の判断等）や派遣班設置に係る調整（被災自治体と支援自治体のマッチング、被災自治体における支援チーム受け入れ態勢の準備要請等）といった統括管理を行う。
- 2) 関東地方環境事務所は、被災都県の担当者と協議の上、被災市区町村のうち、派遣班の派遣を行う自治体を決定する。
- 3) 派遣班は、業務相談や日報の報告等関東地方環境事務所の統括管理を受けつつ、被災自治体と連携して支援業務を実行する。
- 4) 関東地方環境事務所は、必要に応じて、派遣班に同行して被災自治体との調整を行い、活動の方向を示す。
- 5) 関東地方環境事務所は、協議会構成員に対し、支援チーム及び派遣班の設置について、設置後速やかに情報共有する。

5. 4 設置の手順

- 1) 関東ブロック内で非常災害もしくは大規模災害が発生した場合、関東地方環境事務所は、被災都県及び被災市区町村からの被害情報や応援要請、もしくは環境省やD.Waste-Netから構成される先遣隊が収集する情報を含む上述した設置の判断要件に基づき、都県及び政令市と調整の上、概ね発災後1週間程度を目途に、協議会構成員に支援チームの設置を周知する。
- 2) 関東地方環境事務所は、収集した情報に基づき、被災地で必要とされる人材を整理・調整した上で、被害の小さかった被災地近隣の都県及び市区町村を中心に、支援チームへの職員派遣を依頼する。
- 3) 職員派遣の検討の依頼を受けた都県及び市区町村は、支援チーム以外の支援の実施を鑑み、支援チームへの職員派遣の可否、派遣職員の選定を検討する。
- 4) 関東地方環境事務所は、都県及び市区町村からの回答を受け、支援チームを設置する。

以上の手順を図3に示す。

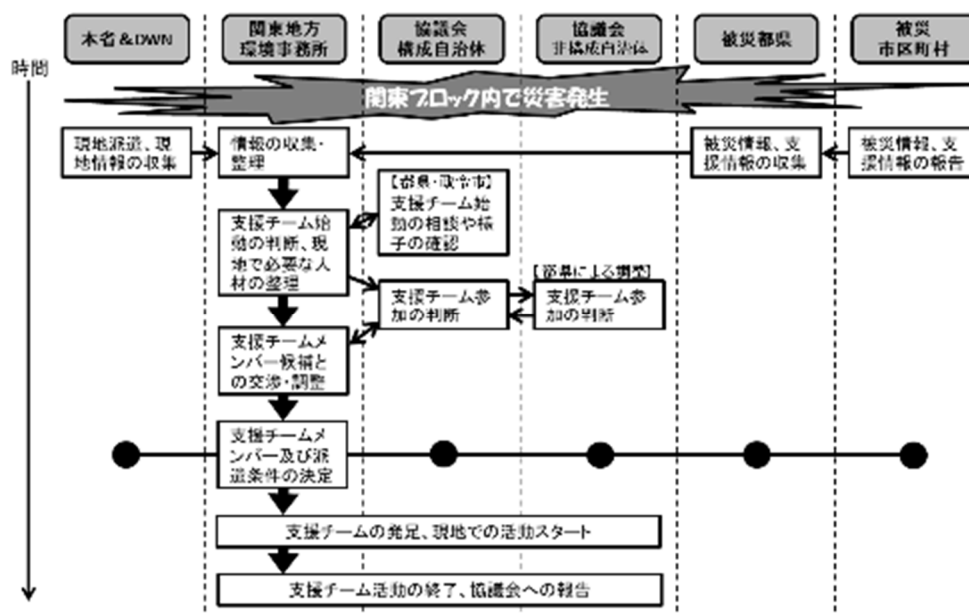


図3 関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム設置フロー

5. 5 関東ブロック災害廃棄物処理支援チームへの職員派遣の検討依頼

支援チームへの職員派遣の検討依頼は、協議会により策定した行動計画に基づき、協議会事務局（関東地方環境事務所長）が実施する。

ただし、関東地方環境事務所は、正式な職員派遣の検討を依頼する前に、派遣の意思の有無について協議会を構成する都県及び市区町村に確認する。協議会構成自治体以外への事前調整は、都県を介して行うものとする。

支援チームへの職員派遣の検討依頼は、対象とする災害及び被害状況を鑑み、様式Aを参考として使用する。

また、特別区災害廃棄物処理対策検討会等、調整のためのフローが設定されている場合は、そのフローに準じて依頼を行う。

6. 関東ブロック災害廃棄物処理支援チームの活動

6. 1 派遣班の活動内容

派遣班の活動内容は、被災都県及び被災市区町村のニーズを把握し、状況に応じて検討される。派遣班のメンバーは、検討された事案に対し、柔軟に対応することを基本とする。

支援チームとして被災自治体が自立的な災害廃棄物処理ができるようになる支援を基本とすることから、発災直後の応急対応から被災自治体への円滑な業務の引き継ぎを意識できるよう、想定する支援期間（3週間～1か月程度）を以下に示す3つのフェーズに分けて対応を行う。

表2、表3に支援フェーズと期間内に行う主な業務を記す。なお、記載される業務をフェーズ内に完遂させることを求めるものではない。

表2 支援フェーズと主な業務

支援フェーズ	想定される状況	想定される主な業務
支援開始期 (第1陣を想定) ※ 発災後数日～1週目	被災直後のため、被災自治体からのニーズも定まらない状況。特に人手が不足する時期であり、プッシュ型の派遣により、状況に応じた柔軟な対応を行う。 支援チームが支援開始期に行う業務は右欄の業務が基本となる。小規模自治体等においては、災害廃棄物処理のオペレーションもできない場合もあり、状況把握、収集計画、仮置場管理、処理受け入れ先、広報の道筋をつける支援が必要になる場合がある。 【このフェーズでの達成目標】 生活ごみ(生ごみ)とし尿の収集体制を確立し、片付けごみ排出・収集の管理にめどをつける。	【事務支援】 ○情報収集 被災状況の把握と整理、勝手仮置場の把握と整理、仮置場運用状況の把握と整理、発生量推計 ○補助金 災害報告書作成時に必要となる写真等資料の収集 ○マネジメント 収集計画、仮置場の設置と管理の方針、処理フロー、広報戦略の道筋をつけるための助言と実行 【作業支援】 ○仮置場 仮置場におけるごみの基本的な取り扱い指導(仮置場配置職員に対して)、仮置場分別指導(住民に対して)、荷下ろし補助 ○ごみ収集 ごみ積み込み
支援確立期 (第2陣、第3陣を想定) ※ 2週目～3週目	災害廃棄物処理のオペレーションを応急的な措置から、計画的な対応に切り替えていく状況。仮置場の運営委託や収集、(広域)処理など、調整や契約を進めていく。 支援チームが支援確立期に行う業務は右欄の業務が基本となる。なお、支援確立期以降の作業支援に関しては、近隣自治体からの人員派遣に切り替えることとし、被災都県に調整、マッチング作業をゆだねる。 【このフェーズでの達成目標】 処理フローを検討し、仮置場の管理(運営委託)、搬出(受入先や車両手配等)にめどをつける。	【事務支援】 ○仮置場 運営委託(契約書類作成) ○処理 仮置場からの搬出調整(受入先)、車両手配、契約 ○補助金 災害報告書作成準備

支援引継期 (第4陣を 想定) ※4週目	災害廃棄物処理のオペレーションも固定化されつつあり、処理を進めていく状況。支援期間を通して自主的な災害廃棄物処理を促していくとともに、支援した業務を被災自治体に引き継ぐ。 支援チームが支援引継期に行う業務は右欄の業務が基本となる。この時期には、業務を継続しつつ、被災自治体職員に以降の業務を引き継ぐこととなるため、引き継ぎができるように業務のアウトプットを整理することも必要になる。 【このフェーズでの達成目標】 処理フローを定め、フローに沿った処理にめどをつける。	【事務支援】 ○仮置場 運営委託（契約書類作成） ○処理 仮置場からの搬出調整（受入先）、車両手配、契約 ○補助金 災害報告書作成準備
---	--	--

表3 期間全体を通して実施する共通業務

共通業務
①作業日報の作成 実施業務、問題点、残業務と見通しについて、関東地方環境事務所の示す手法で報告を行う。報告の形式は手法により異なるが、通常のメールを使用する場合、巻末に添付する様式Bを使用する。 また、写真等のデータが大きい情報は、様式Bとは別に関東地方環境事務所の示す方法にて共有する。 ②被災自治体ニーズの把握 支援業務の継続及び派遣者のマッチングの判断の参考とするため、派遣班メンバーは、関東地方環境事務所、被災都県と協力し、被災自治体のニーズの把握に努める。 ③専門家等の派遣要請 支援チームとして派遣班がすべての課題を解決する責任を負うことはなく、必要に応じて、関東地方環境事務所に専門家等の派遣要請を行う。 ④被災自治体への業務引き継ぎ 支援引継期に業務を引き継ぐことを前提として、庁内からの応援による増員、災害対策基本法に基づく応援（対口支援）に廃棄物関連職員を要請するといった、体制整備について、関東地方環境事務所、被災都県と協力し、被災自治体に提言を行う。

※基本的には、災害廃棄物処理に係る事務支援を行うことが支援チームの主たる活動となるが、特に支援開始期には、被災自治体の体制が整わないため、仮置場等現場において活動することもある。

※業務の詳細については「市町村向け災害廃棄物処理行政事務の手引き（環境省東北地方環境事務所 関東地方環境事務所（平成 30 年 3 月）」を参照とする。

※パッカー車と作業員を派遣しての収集支援に関しては、全国都市清掃会議等既存の調整スキームとも連係して支援にあたる。

6. 2 派遣される職員の勤務条件

- 1) 派遣は、原則として 7 泊 8 日を基本単位とする。
- 2) 被災自治体に対して一貫した支援を行うため、派遣期間中の初日は前任派遣班からの引き継ぎ、最終日は後任派遣班への引き継ぎに充てる。
- 3) 自ら措置する移動手段（公用車、レンタカー等）を使って被災地に入ることができ、かつ現地における移動ができることが必須となる。ただし、派遣期間中に条件を満たす同行者がいる場合はその限りでない。
- 4) 派遣元の自治体においては、外勤又は出張扱いとされることが望ましい。

6. 3 関東ブロック災害廃棄物処理支援チームへの派遣にかかる経費等の取り扱い

- 1) 派遣者の事故などに関する補償対応は、原則、派遣する都県及び市区町村が行う。
- 2) 支援に赴く際及び現地での移動手段（公用車、レンタカー等）、宿泊、食事の手配に係る経費は、派遣する都県及び市区町村が措置する。
- 3) 支援の各自治体は、被災地応援経費に対し特別交付税措置について検討する。（詳細は様式 A の別添資料参照）

6. 4 支援の実施

1) 支援の開始

①支援を開始する当日は、関東地方環境事務所及び被災自治体と調整した集合場所（現地対策本部等）に集合する。

②支援を実施するにあたって必要な準備・機材等については、原則、支援者において準備をする。

✓パソコン（ルーター等ネット環境の準備も含む）

※事務支援を行う場合は必須となる。持ち出しのできない自治体が多いため、派遣検討要請時に関東地方環境事務所に相談をすること。

✓スマホ・携帯電話 ※派遣中の連絡用として必須となる。

✓保護具（ヘルメット、安全靴（長靴）、手袋、マスク（DS-2 相当）等）

※作業支援を行う可能性がある場合に必要になる。

③宿泊及び食事の準備は、派遣元による手配を基本とする。ただし、関東地方環境事務所は、宿泊及び食事の手配状況に関する現地情報をあらかじめ提示する。ただし、緊急的に庁舎内の会議室等を仮設宿泊場所として使用する必要が生じた場合は、関東

地方環境事務所が被災自治体等と調整を行う。

2) 支援中の業務

- ①支援チームで活動を行う者は、情報の共有、報告、引き継ぎに活用するために、派遣班毎に日報を作成し、関東地方環境事務所に送付する。(様式B)
- ②支援期間中の活動時間については、被災自治体の状況に応じることになるため、支援チームとしては特に定めないが、安全、体調管理に留意して、各自及び所属機関の判断により活動時間や休憩をとる必要がある。

3) 支援の終了

支援チームによる支援活動は、原則、1か月で終了とする。

各種協定や対口支援等による支援が間に合わず、体制が整わない被災自治体においては、関東地方環境事務所、被災都県、被災自治体の協議の上、改めて、被災自治体が要請を行い、被災都県及び関東地方環境事務所が仲介を行う。

7. 活動の検証と情報共有

支援チーム活動の検証と関係者(関東ブロック協議会構成員、関東ブロック内自治体等)への報告は、災害対応経験の共有、知見の蓄積として関東ブロック内の災害対応力向上に必要であることから、検証と報告についても支援チームの活動と位置付ける。

支援チームの活動終了後に、関東地方環境事務所を中心に、検証と報告を行うものとする。

①活動データの整理

- ・支援チーム活動実績の時系列による整理
- ・支援メンバー日報の統括、分析
- ・活動内容に関する良かった点、改善点の支援メンバーからの意見集約

②支援内容の検証

- ・支援チームメンバー等による意見交換会等の開催
- ・被災自治体との意見交換

③活動状況及び検証内容の報告

- ・関東ブロック協議会又はセミナー等による情報共有の場の設置
- ・支援記録(支援実績検証報告書等)の作成

(様式 A)

事務連絡

令和〇〇年〇月〇日

〇〇市長 殿

大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会事務局
(関東地方環境事務所 所長)

〇〇災害における関東ブロック協議会支援チーム設置に係る職員派遣の
検討の依頼について (依頼)

環境行政の推進につきましては、日頃より多大なる御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、先日発生した〇〇災害により多大なる被害を受けた〇〇市の災害廃棄物処理対応に関して、大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会として、大規模災害発生時における関東ブロック災害廃棄物対策行動計画に基づき、支援チームによる支援を実施することとなりました。

つきましては、被災自治体を支援することを目的として、貴市職員の支援チームへの派遣について御検討いただき、〇月〇日までに下記連絡先に回答いただくよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、誠に勝手ながら、派遣条件につきましては、関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム運営マニュアルにてあらかじめ定められた条件になりますことをご了承いただけるようよろしくお願いいたします。

(都県宛の場合) また、協議会構成員以外の市区町村への依頼については、貴県より調整いただけるようよろしくお願いいたします。

記

派遣期間：

派遣先自治体：

派遣人数：

派遣要件：別紙参照

回答期限及び連絡先：

(様式 A) (別紙)

大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会 支援チーム派遣要件

1. 派遣予定者の選定要件

過去に災害廃棄物処理対応を経験したことのある職員、又は、研修の受講等により災害廃棄物に関する一定の知見を有する職員を選定し、派遣を行う。

派遣班に派遣される職員を補佐するため、廃棄物事業の経験を有している職員も派遣することができる。

2. 派遣形態

環境省から旅費支給等ができないため、外勤又は出張扱いによる派遣とできること。

3. 経費等

派遣者の事故などに関する補償対応は、原則、派遣する都県及び市区町村が行う。

支援に赴く際及び現地での移動手段（公用車、レンタカー等）、宿泊、食事の手配に係る経費は、派遣する都県及び市区町村が措置する。(特別交付税措置等については別添参照)

4. 派遣期間

7泊8日を基本単位とする。

5. 業務内容

現地状況により、都度、検討を行うことを基本とするが、想定される業務については、「関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム運営マニュアル 6. 1」を参照とする。

6. 派遣者に対する安全確保について

安全確保の方針として、派遣者は、関東地方環境事務所の統括管理のもと業務を行うことになるが、現地では独立して業務を行うため、各人が所属機関と相談しつつ十分に配慮する必要がある。

ただし、派遣者の事故等に関する補償対応は、派遣する都県及び市区町村が行う。

7. 派遣予定者の連絡先の共有

現地における作業をスムーズにするため、現場で連絡の取れる携帯番号等を支援チーム内で共有する。支援予定者が決定次第、関東地方環境事務所に連絡を行う。

以上

(様式 A) (別添)

災害廃棄物処理に関する応援経費について①

被災した市町村からの委託により行われた市町村の災害廃棄物処理の応援に係る経費（借上料、燃料費、手数料等）については、委託料として災害等廃棄物処理事業費補助金の補助対象となる。

○災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金取扱要領（平成28年1月26日付け環廃対発1601263号）（抜粋）

第2 補助対象事業等

1. 災害等廃棄物処理事業

(1) 補助対象事業の範囲

補助対象となる事業の範囲は次に掲げる事業である。

① 市町村（地方自治法（昭和22 年法律第67 号）第281 条第1 項に定める特別区並びに第284 条第1 項に定める一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）が災害その他の事由のために実施した生活環境の保全上特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業（民間事業者及び地方公共団体への委託事業を含む。以下同じ。）

(2) 補助対象経費

補助対象となる経費は、次に掲げる経費とし、その詳細は別途定めるところによる。

① 労務費（「公共工事設計労務単価」の区分による）

② 自動車、船舶、機械器具の借上料

③ 自動車、船舶、機械器具の燃料費

④ 機械器具の修繕費

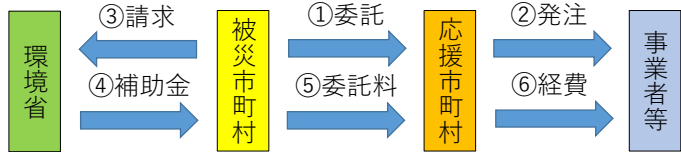
⑤ し尿及びごみの処分に必要な薬品費

⑥ 処分に要する覆土及び運搬に必要な最小限度の道路整備費

⑦ 条例に基づき算定された手数料（委託先が市町村である場合に限り。当該手数料に①から⑥の経費が含まれている場合には、当該経費を控除した額とする。）

⑧ 委託料

委託料として認められる経費は、原則として補助対象経費に同じ



災害廃棄物処理に関する応援経費について②

被災した都道府県又は市町村の要請等により行われた市町村の災害廃棄物処理の応援に係る経費（人件費、旅費、その他（借上宿舎料等））については、特別交付税の算定対象となる。

○特別交付税に関する省令（昭和五十一年十二月二十四日自治省令第三十五号）（抄）

（道府県に係る十二月分の算定方法）

第二条 各道府県に対して毎年度十二月に交付すべき特別交付税の額は、第一号の額から第二号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）に第三号の額を加えた額とする。

一 次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

事項	算定方法
四十九 被災地域の応援等に要する経費があること。	当該年度の十月三十一日までに発生した災害により被害を受けた都道府県又は市町村の要請等により行つた被災地域の応援等に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。
五十六 災害対応に係る職員派遣の受入れに要する経費があること	当該年度の十月三十一日までに災害復旧等に従事させるため地方自治法第二百五十二条の十七の規定により職員の派遣を受けた道府県について、当該受入れに要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

※市町村に係る三月分の算定方法についても同様の規定あり。

参考

様式第162号

被災地域の応援等に要する経費調（市町村分）

災害名 平成30年7月豪雨		経費交通費（茨城県庁～広島県庁） 円										応援経費					合計	
市町村名	市町村役所	応援員		その他		被災者受入		被災児童受入		人件費		旅費		被災児童受入経費		被災児童受入経費		合計
		人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数	
笠間市																		

関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム 派遣班日報（第1陣を想定 ※発災後数日～1週目）

※作成した当日中に関東地方環境事務所まで送付願います。

15

(様式B)

関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム 派遣班日報(第2陣、第3陣を想定 ※2週目～3週目)

■災害名
■報告書作成日
■報告書作成者
■支援先自治体
■支援チームメンバー
【この期間の達成目標】処理フローを検討し、仮置場の管理(運営委託)、搬出(受入先や車両手配等)にめどをつける。 ■現状・課題・対応事項等
○仮置場：運営委託(契約書類作成)
○処理：仮置場からの搬出調整(受入先)、車両手配、契約
○補助金：災害報告書作成準備
■明日の予定

※作成した当日中に関東地方環境事務所まで送付願います。

※報告事項は、「関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム運営マニュアル」の表2「支援フェーズと主な業務」の項目

(様式B)

関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム 派遣班日報 (第4陣を想定 ※4週目)

■災害名
■報告書作成日
■報告書作成者
■支援先自治体
■支援チームメンバー
【この期間の達成目標】 処理フローを定め、フローに沿った処理にめどをつける。 ■現状・課題・対応事項等
○仮置場：運営委託（契約書類作成）
○処理：仮置場からの搬出調整（受入先）、車両手配、契約
○補助金：災害報告書作成準備
■明日の予定

※作成した当日中に関東地方環境事務所まで送付願います。

※報告事項は、「関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム運営マニュアル」の表2「支援フェーズと主な業務」の項目